

2027年国際園芸博覧会 医療救護基本計画

2025年9月

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

目次

第1部 共通編	1
第1章 目的	1
第2章 基本方針	1
第3章 対象範囲	1
第4章 協会の組織体制	1
第5章 医療救護施設の組織体制	1
第2部 事前対策編	2
第1章 医療救護施設の設定	2
第2章 医療救護施設の運営方法	2
第3章 医療機器等	2
第1節 医療機器等の整備	2
第2節 A E Dの設置	2
第3節 会場内搬送手段の整備	2
第4章 緊急車両導線の設定	2
第5章 傷病者発生時の対応	3
第6章 バイスタンダー教育	3
第7章 関係機関との連携	3
第3部 応急対策編	4
第1章 傷病者発生時の対応	4
第2章 心肺停止事案への対応	4
第3章 多数傷病者事案への対応	4
第4章 熱中症事案への対応	4
第5章 傷病者の救急搬送	4
第6章 会場内での応急処置	4

第1部 共通編

第1章 目的

本計画は、2027年国際園芸博覧会（以下、博覧会という。）に訪れる来場者や博覧会に関わる全ての参加者及び職員・スタッフ等の安全を確保するため、会場内で必要な医療を提供するとともに、傷病者発生時の早期発見・通報・応急処置を迅速に行い、関係機関と緊密な連携を行うことで、救命率を向上させる医療救護体制を確立することを目的に策定する。

第2章 基本方針

- 1 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という。）は、来場者の安全・安心を確保するため、会場内での発生が見込まれる各種の傷病事案への対応として、医療救護施設の設置・運用などにより、会場内に必要な医療救護体制を確保する。
- 2 協会は、会場内で発生した傷病者が速やかに医療救護施設にアクセスできるよう、救命最優先の医療体制を構築するとともに、ICT等の有効活用を検討する。
- 3 協会は、会場の地理的な条件を考慮し、会場内における緊急度に応じた適切な応急処置等を提供するとともに、必要な場合には、円滑に周辺医療機関への搬送、受入が出来るよう、関係機関と連携する。

第3章 対象範囲

本計画の対象とする範囲は、2027年国際園芸博覧会会場（以下、会場という。）とする。

第4章 協会の組織体制

協会は、傷病者が発生した場合等において、医療機関、消防機関等に協力して対応するための指揮統制体制を構築するとともに、指揮統制を行う施設の設置を検討する。

なお、組織体制等の詳細については、実施計画等で定めることとする。

第5章 医療救護施設の組織体制

- 1 協会は、会場内に応急手当を行う医療救護施設を設置し、この施設に医師・看護師等を配置し、緊急度に応じた適切な応急処置等を提供できる体制を構築する。
- 2 協会は、関係機関との連携体制を構築し、関係機関の医療・救急活動に協力する体制を構築する。
- 3 協会は、傷病者発生時には、医療救護施設の医師等と関係機関が連携し適正な対応を行うことで被害を軽減する体制を構築する。

第2部 事前対策編

第1章 医療救護施設の設定

協会は、会場内において多数の傷病者が発生した場合にも対応ができるように、医療救護施設の設置数・場所等を検討し、実施計画等で定める。

第2章 医療救護施設の運営方法

協会は、医療救護施設では、傷病者の症状悪化を防止・軽減するため、医師・看護師等が処置を実施し、必要な場合には会場外の医療機関を案内する。

また、緊急を要する場合は、消防機関に対して救急要請を行う。

協会は、医療救護施設の運営について検討し、実施計画等で定める。

第3章 医療機器等

第1節 医療機器等の整備

協会は、医療救護施設に医療機器、医療消耗品、医薬品、什器、事務用品等を配備する。

第2節 AEDの設置

協会は、心停止発生から長くても3分以内にAEDの装着ができるようにするため、1台の活用範囲を直径150mとして会場屋外に配置する。

第3節 会場内搬送手段の整備

協会は、歩行不能な傷病者の医療救護施設への搬送や医師・看護師等の移動手段（ストレッチャー、車いす、電動カート等）の配備を検討し、実施計画等で定める。

第4章 緊急車両導線の設定

協会は、緊急車両について会場内の動線や駐車場所を検討し、実施計画等で定める。

第5章 傷病者発生時の対応

協会は、会場内における傷病者発生時の基本的な対応プロトコルを検討し、実施計画等で定める。

また、デジタルマップの活用等、傷病者を早期発見・通報するための体制構築を検討する。

第6章 バイスタンダー教育

協会は、会場内で心肺停止患者が発生した際のバイスタンダーになりうる職員や運営スタッフ等に対して、BLS教育及びAED教育を実施する。

第7章 関係機関との連携

協会は、傷病者発生時に国、地方公共団体、医療機関、消防、警察、保健所等と連携できるよう、連絡体制を事前に構築する。

第3部 応急対策編

第1章 傷病者発生時の対応

協会は会場内において傷病者が発生した場合には、事前に定めた各プロトコル等を活用し傷病者対応を行う。なお、事前の想定を超える事案等が発生した場合の対応についてもあらかじめ検討し、実施計画等で定める。

第2章 心肺停止事案への対応

会場内で心肺停止事案が発生した際には、職員等は直ちに必要な通報を行うとともに、心肺蘇生法の実施、AEDの使用等、必要な救命処置を行う。

医療スタッフは、直ちに発生現場に向かい、必要な救命処置を行うとともに、消防機関及び医療機関と連携した救命活動を行う。

第3章 多数傷病者事案への対応

協会は、不慮の事故、事件、自然災害等による多数傷病者の発生を想定し、被害を最小限に食い止めることができるよう、多数傷病者事案発生時の対策について事前に検討し、実施計画等で定める。

第4章 熱中症事案への対応

協会は、熱中症事案に対して、重症化防止のために必要な対応をとることができる体制について事前に検討し、実施計画等で定める。

第5章 傷病者の救急搬送

協会は、消防機関に対して救急要請をした場合の対応について、消防機関、医療機関等と事前に協議し、救急車の迅速な受け入れ、適切な引継ぎ等を行うための対応方法等について事前に検討し、実施計画等で定める。

第6章 会場内での応急処置

協会は、会場内では、症状悪化を防止・軽減する目的で、傷病者への応急処置を主に行い、継続的な診療は行わないこととする。

また、会場内における応急処置等については、協会の負担で行う。